

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第59条第2項の条例
で定める内部組織を定める条例

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の条例で定める内部組織は、公立大学法人宮城大学の設立に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成21年宮城県条例第11号）第5条の規定による廃止前の宮城大学条例（平成8年宮城県条例第33号）第2条第2項の表に規定する宮城大学とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。